

労働保険未手続事業一掃は、重点課題です！！

岩手労働局、管内各労働基準監督署、管内各公共職業安定所では「労働保険未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題と位置づけた上で、適用促進活動を展開しています。

労働保険が国の強制保険であり、正社員、パート、アルバイト等の名称に関係なく、労働者を1名でも雇用した場合（通常は家族のみで事業を営んでいるが、繁忙期のみ数日間、学生アルバイトを雇用する場合等も含まれます）は、労働保険への加入が義務づけられていることを周知するとともに、保険制度の内容や趣旨について理解を深めていただくことで加入手続の推進を図っています。義務である以上、雇用期間の長短、労働時間の長短等に関わらず、労働者を雇用した場合、事業主が法定期限内に労働保険の加入手続を行う必要があります。これを怠った場合、行政処分を受ける場合がありますし、加入手続を行っていない間に、雇用した労働者が、業務中に負傷した場合、遡及して労働保険料を納付していただくだけでなく、追徴金の納付も課され、さらに労働者に支払った保険給付の全額又は一部を事業主から徴収する場合があります。更に事業主の方のための助成金が受けられません。（別紙「加入手続を怠っていると？」を参照してください）

なお、近年、コンプライアンス意識の高まりにより、民間事業者同士の取引においても、取引相手が法令等を遵守しているか確認するために、取引相手に労働保険加入証明書の提出を求める企業も多くなっております（加入証明書は、岩手労働局において無料で発行いたします。郵送でも可）。労働者を雇用しているにもかかわらず、労働保険に加入していない事業者の情報がありましたら、匿名で結構ですので、岩手労働局ホームページへの書き込み、投書等による情報提供をお願いいたします。

岩手労働局総務部労働保険徴収室 適用係 電話019-604-3003

法人か個人事業かに関係なく、また、正社員、パート、アルバイト等の名称に関係なく、労働者を1名でも雇用した場合（通常は家族のみで事業を営んでいるが、繁忙期のみ数日間、学生アルバイトを雇用する場合等も含まれます）は、労働者を雇用した日が（強制加入のため）当然に労働保険の適用事業となり（加入手続を行っていても）法的に保険関係が成立することとなります。保険関係が成立した日から、10日以内に所轄の労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、50日以内に概算保険料申告及び概算保険料の納付を行わなければならないことになっております（適用事業の単位は、企業（会社）単位ではなく事業場単位となります）。

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第3条、第4条及び第15条
- ・労働者災害補償保険法第3条第1項
- ・雇用保険法第5条第1項

加入手続を怠っている？

1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第4項、第5項、第21条及び第27条第3項

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意または重大な過失（実際に制度を知らなかったため未手続だったとしても、労働者を雇用してから1年以上経過していた場合等は「重大な過失」と判断します）により労災保険の加入手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

- ・労働者災害補償保険法第31条第1項
- ・労働基準法第8章（第75条～第88条）

3. 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

・雇用保険被保険者に該当する労働者を雇用した場合、法的にはその時点で適用事業所となるわけですが、未手続の場合は、労働保険料を納付していないことから滞納の状態となります。遑及して加入手続を行い、遑及した過年度分の保険料を納付すれば、助成金を受給できる場合があります。詳しくはハローワークに相談してください。